

”	中 河 間 多 良 木 線	球磨郡多良木町久米飯盛国有林地内	100.0	緊 道 整
---	------------------	------------------	-------	-------

2 供用開始する期日 平成 15 年 3 月 31 日

登 載 依 頼

熊本県教育委員会訓令第 2 号

本庁各課
各地方機関
各県立学校
熊本県教職員等記章規程を次のように定める。
平成 15 年 3 月 31 日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県教職員等記章規程

(目的)

第 1 条 この規程は、熊本県教職員等記章（以下「記章」という。）を定めることにより、教育庁、学校以外の教育機関及び県立学校（大学を除く。）の職員（臨時職員（臨時的任用に係る教員、実習助手、寄宿舍指導員、学校事務職員及び技術職員を除く。）及び非常勤職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）（以下「教職員等」という。）としての身分を明確にし、地域住民や生徒、保護者の厚い信頼を得る高い倫理観を持った教育関係の職務に従事する職員としての品位を保持するとともに、教職員等相互の協調を図ることを目的とする。

(記章)

第 2 条 記章は、別記第 1 号様式とする。

(記章の着用)

第 3 条 教職員等は、記章を着用するものとする。

2 記章は、左胸上部の適当なところに着用するものとする。

(記章の貸与)

第 4 条 記章は、教職員等に貸与するものとする。

2 記章の貸与に関する事務は、教育庁及び学校以外の教育機関の職員にあっては教育政策課長が、県立学校の職員にあっては学校人事課長が行うものとする。

3 記章は、教育政策課長及び学校人事課長が記章番号により記章台帳（別記第 2 号様式）に登録して交付するものとする。

(貸与又は譲渡の禁止)

第 5 条 教職員等は、記章を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(記章の再交付)

第 6 条 教職員等は、記章を紛失し、又はき損したときは、記章再交付申請書（別記第 3 号様式）を教育政策課長又は学校人事課長に提出して、記章の再交付を受けなければならない。

(記章の返還)

第 7 条 教職員等が退職等により教職員等でなくなったときは、記章を教育政策課長又は学校人事課長に遅滞なく返還しなければならない。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

別記第 1 号様式（第 2 条関係）

記章

台

鉄（黒色）

	マーク 純金・純銀象がん サイズ 1.5 × 1.2 センチメートル 留金具 タイタック式 裏面に一連番号を付する。
---	---